

「令和8年度 国の施策・制度・予算に関する提案」措置状況整理表

神奈川県では、令和7年6月に「令和8年度 国の施策・制度・予算に関する提案」を公表後、これまで関係府省等に対し、提案活動を行ってきました。

このたび、重点的提案26事項の主な措置状況(令和8年5月現在)を取りまとめましたので、お知らせします。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
1	1 地方税財政制度改革	1 地方税財源の充実・強化	イ 一部措置	令和8年度与党税制改正大綱では、「財力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている」とされ、その状況を踏まえ、「今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある」と明記されたところである。 さらに、大綱においては「新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とする」ともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る」との偏在是正の具体的な方向性も示されたところである。 令和8年度税制改正においては、インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、県民税利子割について、都道府県間で税収帰属を調整する清算制度が導入されたものの、本県がかねてより要望している、一層の税源移譲や地方自治体間の税収偏在の是正に向けた措置は講じられておらず、各地方自治体の仕事量に見合った安定的な税財源は確保されていない。
2		2 地方一般財源総額の確保・充実	イ 一部措置	令和8年度の地方財政計画において、水準超経費を除く一般財源総額については前年度を3.7兆円上回る67.5兆円が、地方交付税総額については前年度を1.2兆円上回る20.2兆円が確保された。 しかし、社会保障関係費等の地方の財政需要に見合った増加になっておらず、未だ十分でない。
3		3 臨時財政対策債の廃止	イ 一部措置	令和8年度の地方財政計画において、臨時財政対策債が令和7年度に続き新規発行がなく、また、制度延長もされなかった。 既往の臨時財政対策債の元利償還金について臨時財政対策債償還基金費が創設されたが、償還財源の別枠確保はされていない。
4	2 地方分権改革の着実な推進	1 事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進	イ 一部措置	(1) 令和7年12月に「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、提案募集方式による地方からの事務・権限の移譲等に関する提案の一部について、対応を図ることとされた。また、提案募集方式による令和6年度以前の提案のうち、「引き続き検討を進めること」とされたものについても、実現する方向で検討が進められた結果、その一部について対応を図ることとされた。 しかし、提案対象の拡大など、制度の見直しは行われていない。 (2) 提案内容(国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直しを行うこと)については具体的な措置は講じられていない。
5	3 安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備	1 子ども施策の更なる充実・強化	イ 一部措置	「こども・子育て支援加速化プラン」に示された子ども施策について、令和8年度から「こども誰でも通園制度」が本格実施されるなど進捗がみられるが、支援金制度の一部は未施行であることなどから、国の動向を注視する必要がある。
6		2 若い世代の不安を取り除く施策の強化	ウ 未措置	提案内容(「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき若い世代の所得向上に向けた施策を着実に実施するとともに、更なる施策の充実・強化を図り、若い世代の不安を取り除くこと)については具体的な措置は講じられていない。
7		3 こどもDXの推進	イ 一部措置	電子母子手帳システムやマイナンバーを起点とした全国共通の申請手続システムの枠組みとして、子育て支援制度レジストリが構築されたが、申請手続きがオンラインで完結するところまでは進していない。 デジタル活用推進事業債が創設され、住民の利便性向上のために必要な情報システム等の整備や、行政運営の効率化を図るために地方公共団体が共同して調達を行う情報システムの整備にかかる費用について措置が講じられた。ただし、システムの運用費については対象外となっており、継続運用についての措置は講じられていない。
8		4 待機児童対策の一層の推進	イ 一部措置	(1) 保育所整備のかさ上げについては、令和8年度も継続された。 (2) 保育士の処遇改善について、保育士の職員給与が5.3%改善された。 (3) 都市部の状況を踏まえた公定価格の単価設定については措置されていないが、令和7年度補正予算で少額ながら運営継続支援臨時加算が令和7年度に限り公定価格の加算として措置された。しかしながら、物価高騰は未だ収束していないため、令和8年度以降も支援が必要である。
9		5 子どもの放課後などにおける育ちの場の提供	イ 一部措置	(1) 放課後児童クラブの施設整備の補助率のかさ上げについては、令和8年度も継続された。令和6年度から常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額が創設されたが、放課後児童支援員の賃金は勤務時間が短いため低額となっており、その改善はされていない。 (2)(3)については具体的な措置は講じられていない。 (4) 校内居場所カフェが補助対象となる国庫メニューが創設された(こども家庭庁の「地域における若者支援コーディネート事業」)。
10		6 子どもの医療費助成制度の創設	ウ 未措置	提案内容(国、都道府県、市区町村が一体となって子どもへの支援ができるよう、国の責任において窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること)については具体的な措置は講じられていない。
11	7 高等学校等における教育費負担の軽減	イ 一部措置	授業料補助の就学支援金は令和8年4月1日の法改正により所得制限の撤廃、上限額の引き上げがなされた。また、授業料以外の教育費補助の奨学給付金においても中所得世帯までを対象とする拡充がなされた。しかし、給付額は十分ではなく対象とならない世帯も多い。	
12	8 大学等での学びの推進	ウ 未措置	令和7年度は、多子世帯の学生について所得制限が撤廃されたが、8年度は拡充されなかった。	

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
13	4 子どもを守るセーフティネットの整備	1 児童虐待防止対策の推進	イ 一部措置	<p>(1) 配置基準に基づく児童福祉司や児童心理司の給与費、また、児童福祉司・児童心理司・保健師の処遇改善、さらに児童福祉司や弁護士等専門職の計画的な人材確保に向けての採用活動支援事業の拡充などについて、交付税措置が講じられているが、更なる予算措置が必要。</p> <p>また、国は令和4年12月（令和5年12月改定、令和6年12月再改定）に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童福祉司の加配基準となる児童虐待相談対応件数について、自治体の状況をより適切に考慮したものに見直すとしており、本県においては、今後も更なる児童福祉司の増員が見込まれる。</p> <p>(2) 一時保護実施に係る各加算費保護単価が増額されるなど一部改正が図られた。また、一時保護専用施設の設備基準を満たすため、本体施設等を改修した場合の改修費の一部の補助が創設されたが、一時保護専用施設を安定的に運営するための施策としては十分とは言えず、更なる体制整備が求められる。</p> <p>(3) 司法審査導入マニュアルが示され、児童相談所の事務負担を考慮した内容となっている。</p> <p>(4) 国が開発を進めていたAIを活用した緊急性の判断に資するツールについて、AI技術の更なる進歩を踏まえた性能改良が必要であるため、現状でのリリースは延期された。</p> <p>(5) 児童虐待対応において、児童相談所に対応が一極集中している状況に対する具体的な措置は講じられていないが、こども家庭センター設置・機能強化促進事業により、国から委託を受けた事業者を活用して、市町村への同センターの設置や機能強化を行い、全国展開を図ろうとしている。</p> <p>(6) 虐待などを受けた子どもに対し、初期の段階から専門家が連携し、ワンストップで聴き取りや診察、心のケアなど様々な支援を行う仕組みについて、国が検討を開始したとの情報は無い。</p>
14		2 意見表明等支援事業の円滑な運用	ウ 未措置	提案内容（改正児童福祉法により創設された意見表明等支援事業について、各地方自治体が適切に業務を実施・運用できるよう事業の実施にかかる必要な支援を行うこと）については具体的な措置は講じられていない。
15		3 社会的養育経験者（ケアラー・パー）の自立支援の推進	ウ 未措置	自立援助ホームの職員配置基準を見直すことで、措置費の加配等の財政措置の拡充を求めているが、配置基準についての具体的な措置は講じられていない。 なお、令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けられるようになるなど年齢要件が緩和されている。
16		4 子どもの貧困対策の推進	イ 一部措置	地域で子どもの居場所づくり（子ども食堂等）を行う団体等への支援の強化として、「地域こどもの生活支援強化事業」が令和7年度に引き続き実施され、措置が講じられた。ただし、令和7年度に本事業を利用した県内市町村は政令市、中核市を除き6自治体であり、分かりやすい周知について、継続的に求めていく必要がある。
17		5 ケアラー・ヤングケアラーへの支援	ウ 未措置	令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部改正において支援の対象と位置付けられたのはヤングケアラー（子ども・若者）のみであるため、全世代のケアラーについても支援の対象であることを法令上明確にする必要がある。
18		6 医療的ケア児への支援の充実強化	イ 一部措置	医療的ケア児支援に係る国庫補助については、医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備に係る措置が講じられたものの、補助基準額が設けられており、事業費の増大に対して十分な財政措置が講じられているとは言えない。 また、看護師を確保するための財政支援は拡充されているものの、保護者の付き添いの解消に向けては、看護師以外の救急救命士等の資格がある者によるスクールバスへの同乗を可能にしていく必要があり、そのことについては具体的な措置が講じられていない。
19	5 公立中学校等における休日の部活動の地域移行	1 公立中学校等における部活動の地域移行に伴う必要な財源の確保	イ 一部措置	<p>(1) 「改革推進期間に引き続き、令和8年度以降においても、国において十分な財政措置を継続的に講じること」については、休日の地域クラブ活動等への支援として全額国庫委託での実証事業から国の負担割合が1/3となる補助事業への見直しが行われ、さらに、当該補助事業には上限額が設定されていることから、自治体が必要とする額に対して十分な措置ではない。</p> <p>「柔軟に活用できる仕組みとすること」については、十分な財政措置ではないものの、令和8年度予算は、一定程度柔軟に活用できる仕組みとはなっている。</p> <p>(2) 全体の予算は増えているが、補助割合についてはこれまでと同様で、さらに新たな補助事業により市町村の費用負担が増大しており、十分な財政措置は講じられていない。</p>
20	6 教員不足の解消に向けた対策	1 給特法の見直し等、教員の処遇改善	イ 一部措置	令和7年6月に給特法等改正法が公布され、令和8年1月から教職調整額の段階的な引上げ等の処遇改善が行われたが、学級担任加算について、国庫負担金の算定基準は1学級につき1名分となっており、複数担任制を採っている場合など、実際に学級担任業務を行っている複数の者を支給対象とする場合は、自治体の自主財源による措置が必要となる。 なお、令和6年12月の財務大臣と文部科学大臣の大臣折衝において、「働き方改革」や財源確保の状況を確認しながら、その後の教職調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて真摯に検討・措置することとされたことから、引き続き国の動向を注視していく必要がある。 また、奨学金返還支援制度については、具体的な措置は講じられていない。
21		2 学校における働き方改革の一層の推進	イ 一部措置	<p>専門的な支援を担う人材や、教員の役割を分担する人材の配置については、前年度に比べ予算増となっているが、本県が求める全公立学校への常勤配置を可能とするような措置は講じられていない。また、未だに会計年度任用職員としての運用を前提としている。</p> <p>教員定数の改善については、令和7年度から4年かけて小学校4年生に教科担任制を拡大するとともに、新規採用教師の持ち授業時数を軽減するため、教科担任制の拡充が図られているが、本県の校数に対して配当本数が十分ではないため、さらなる配置の拡充が必要である。</p> <p>令和8年度から3年かけて中学校の学級編制基準が引き下げが始まったところであるが、基礎定数内での教員配置数を拡大するため、標準法に規定する乗する数の見直しが必要である。</p> <p>「市区町村における学校問題解決の支援体制の構築」や「働き方改革アドバイザー派遣による教育委員会への伴走支援」については、前年度に比べ予算増となっているが、「見える化調査」の結果等を鑑みても、働き方改革の取組が十分に進んでいるとは言えないため、更なる財政支援の充実が必要である。</p>

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
22	7 生活困窮者対策の推進	1 総合的な生活困窮者対策の推進	イ 一部措置	(1)については具体的な措置は講じられていない。 (2) 令和6年度から孤独・孤立対策推進法が施行されたが(令和7年度改定)、支援のノウハウの不足等から、自治体の取組は十分に進んでいない (3) 国の令和8年度当初予算において、「寄り添い型相談支援事業」が計上され、相談員の人材確保の課題から、生成AIを活用した電話・チャット相談によるDXを活用した対策が講じられている。
23		2 ひきこもり支援の充実	イ 一部措置	メタバース(仮想空間)内における居場所づくりに対する補助が創設されたが、それ以外の提案内容(民間支援団体等に対する財政支援を拡充するとともに、補助対象経費の柔軟な活用を可能とすること等)については、具体的な措置は講じられていない。
24		3 ひとり親世帯の医療費助成制度の創設	ウ 未措置	提案内容(ひとり親家庭等医療費助成制度の創設、及び創設に伴う国保国庫負担減額調整措置の廃止)については具体的な措置は講じられていない。
25	8 健康・長寿社会の実現	1 「未病」の考え方に基づく国の施策の推進	イ 一部措置	平成29年2月に一部変更の閣議決定がされた国の「健康・医療戦略」において、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれた。 しかし、その後、令和7年2月に閣議決定された「第3期健康・医療戦略」では、本県における「未病」の考え方や取組を推進するための数値等指標の活用が国の施策として盛り込まれ、本県では未病指標と民間PHRとの連携が進んだが、国としての具体的な施策の推進についての措置は十分ではない。
26		2 健康寿命指標の見直し	ウ 未措置	提案内容(健康寿命の算定方法を見直すこと等)については、具体的な措置は講じられていない。
27		3 共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえた「認知症の未病改善」	イ 一部措置	令和6年1月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行、大綱に代わる「認知症施策推進基本計画」も令和6年12月に策定され、これまでの施策についても継続的に予算措置されている。 恒久的で活用しやすい財源措置という点は、今後も求めていく必要がある。 また、認知症は未だその病態解明が不十分であり、根本的治療薬やリスク軽減に有効な取組が十分に確立されていないため、国によるより一層の研究・調査等の推進が必要である。
28		4 がん対策の推進	イ 一部措置	これまでの診療報酬改定において、保険適用の拡大がなされてきたところであるが、引き続き拡大が必要である。 また、これまで保険適用となった適応疾患については、診療報酬額が低く、施設の運営が困難な状況が続いている。さらに、放射線治療専門医等の人材育成についても具体的な措置は講じられていない。
29		5 歯科口腔保健対策の推進	イ 一部措置	令和8年度の診療報酬改定で、口腔機能が低下している患者に対するリハビリテーション料などが引き続き保険適用の対象となっているものの、依然としてオーラルフレイル該当者は対象となっていない。 また、「国保の保険者努力支援制度の評価項目」では、オーラルフレイルを含む口腔機能低下の防止について、評価項目に含まれていない。 さらに、フッ化物洗口等の歯科疾患の予防に関する国庫補助事業について、物価や人件費が高騰する中、令和8年度は1か所あたりの予算額が減額されており、事業を縮小せざるを得なくなっている。
30		6 持続可能な国民健康保険制度の構築	ウ 未措置	提案内容(将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を確立すること等)については、具体的な措置は講じられていない。
31		7 定期接種に係る財源措置及び対象者の見直し	ウ 未措置	提案内容(定期接種に要する費用について、地方財政の負担がないよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担への見直しを行うこと。また、健康リスクが高く早期の接種を希望する方などに対して、対象年齢に限らず接種ができるよう、定期接種の対象者の見直しを行うこと)については、具体的な措置は講じられていない。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
32		1 地域医療介護総合確保基金の改善	イ 一部措置	<p>地域医療介護総合確保基金管理運営要領の改正により、地域医療介護総合確保基金は年度毎に造成するものではなく、当該年度毎に決定された交付額及び運用益に加え、過年度の事業に生じた残額を一体的なものとして管理し、その範囲内で各基金事業に充当するものとされた。</p> <p>しかし、依然として事業区分間の融通は認められておらず、地域の実情に応じた補助メニューの創設や資金配分について措置されていない。</p> <p>また、地域を支える医療機関の老朽化が深刻化している現状を踏まえ、病床の削減等の要件を問わない医療機関の建替え等に係る補助メニューについては措置されていない。</p> <p>一方で、電子カルテの導入に係るシステム改修費補助等の支援や医療機関に対するサイバーセキュリティ対策に係る補助メニューが措置されており、医療DX推進にかかる財源措置は一定、講じられている。</p> <p>また、人材確保対策については、地域の実情や創意工夫が活かせる柔軟な仕組みへの見直しはなされていない。</p>
33	9 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進	2 保健・医療・介護を担う人材の確保定着	ア 措置	<p>(1) 臨時定員増については、令和8年度も引き続き認められた。臨床研修医の定員については、令和8年度定員(658人)から令和9年度定員(664人)で6人の増員があった。</p> <p>(2) 令和8年6月の介護報酬改定で更なる処遇改善が行われるほか、これまで処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設けられることになった。</p> <p>しかし、福祉・介護を担う人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系の整備は実施されていない。</p> <p>(3) 医師の働き方改革については、令和7年度予算により国が広報を実施した。また、医療現場におけるAI技術等を活用した業務効率化の効果検証等事業として、独立行政法人国立病院機構の病院において、AI技術等を活用した業務効率化の効果検証事業をモデル的に行い、他の医療機関への展開を行う財源措置がされた。</p>
34		3 介護サービスの質の向上や介護職員の定着に向けた介護報酬の仕組みの構築	イ 一部措置	<p>(1) 提案内容(介護保険制度の持続可能性を高める仕組みの構築及び「未病指標」の活用検討)については具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(2) 令和6年の人事院勧告で国家公務員の地域手当が見直され、令和7年度から段階的に変更されている。地方公務員も同様に見直しが行われているが、特別交付税の減額措置廃止により、独自の支給割合を設定する自治体が増える可能性があることから、国の動向を注視する必要がある。</p>
35		4 特別養護老人ホーム等への入所に係る低所得者対策の強化	ウ 未措置	<p>提案内容(在宅と同様な居住環境の下で適切なケアを受けられるよう必要な措置を講じること)については具体的な措置は講じられていない。</p>
36	10 医療機関・社会福祉施設等の安定的な経営に向けた支援	1 病院の経営危機への緊急支援	イ 一部措置	<p>(1) 令和8年度診療報酬改定は、本体(医師の技術料・人件費)がプラス3.09%と、薬価等のマイナス改定を含めた全体でもプラス2.22%となり、物価高と職員の賃上げに対応する実質プラスの改定となった。</p> <p>(3) 実際の経済・物価の動向が令和8年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には、令和9年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行うこととしているほか、補正予算において「医療・介護等支援パッケージ」事業による支援が講じられた。</p> <p>(2)の一部と(4)については、具体的な措置は講じられていない。</p>
37		2 医療機関・薬局等の物価高騰対策の強化	イ 一部措置	<p>令和8年度診療報酬改定は、本体(医師の技術料・人件費)がプラス3.09%と、薬価等のマイナス改定を含めた全体でもプラス2.22%となったほか、補正予算において「医療・介護等支援パッケージ」事業による支援が講じられたが、国から直接支援されたのは病院に留まった。</p>
38		3 社会福祉施設等の物価高騰対策の強化	イ 一部措置	<p>物価高騰対策として、社会福祉施設等の光熱費等の負担を軽減するための支援が行われたが、物価高騰はまだ収束していないことから、引き続き支援を行う必要がある。また、更生保護施設は入所者の食費や宿泊費として国が支給する委託費の基準が令和8年度から引き上げられるが、今後も予想される物価・賃金の上昇に対応できる水準には至っていない。</p>

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
39	11 当事者目線の障がい福祉の推進	1 障がいに対する理解促進	イ 一部措置	令和6年12月に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定され、共生社会の実現に向けた普及啓発等が進められているが、当事者の社会参加機会の拡充に向けたデジタル技術の活用に対する補助制度など、具現化・加速化するような予算措置は行われていない。
40		2 障がい福祉を担う人材の確保定着	イ 一部措置	(1) 相談支援従事者を含めた障害福祉サービス等従事者を対象に福祉・介護職員等の処遇改善の一環として、臨時に賃上げに対する支援に係る補助が措置されるとともに令和8年6月から処遇改善加算の見直しが行われることになったが、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にある。 (2) (3)については具体的な措置は講じられていない。
41		3 障がい者の生活を支える場所の充実	ウ 未措置	(1) (2) (3)については具体的な措置は講じられていない。
42		4 障害福祉サービス報酬制度の見直し	ウ 未措置	提案内容（強度行動障がい有する者や重症心身障害児・者、精神障がい者等の地域生活を支えるための制度等の見直し）については、具体的な措置は講じられていない。
43		5 相談支援の充実	ウ 未措置	(1) 令和6年度報酬改定により障害福祉サービス等の指定基準に意思決定支援が位置づけられたが、報酬告示においては依然として意思決定支援は評価対象に位置づけられていない。 (2) 提案内容（計画相談支援費に係る要件緩和等）については、具体的な措置は講じられていない。
44		6 地域生活を支えるための確実な財源措置	ウ 未措置	地域生活支援事業は若干の予算の増額が図られているものの、事業量が増大する中、市町村の超過負担解消には至っていない。 また、自立支援給付費についても、義務的経費としての国庫負担の在り方の見直しは行われていない。
45		7 重度障害者医療費助成制度の創設	ウ 未措置	提案内容（重度障害者医療費助成制度の創設、及び創設に伴う国保国庫負担減額調整措置の廃止）については、具体的な措置は講じられていない。
46		8 知的障がい者の医療アクセスの向上	ウ 未措置	提案内容（知的障がい者本人が望む医療を受けられるような制度等の見直し）については、具体的な措置は講じられていない。
47		9 障がい者の多様な働き方の推進	ウ 未措置	(1)については、具体的な措置は講じられていない。 (2) 手帳を所持していない難病患者の位置付けについては、国の「今後の障害者雇用率制度の在り方に関する研究会」において検討されており、同研究会報告書では、手帳を所持していない難病患者の個別判定制度の創設及び実雇用率算定の妥当性について、引き続き丁寧に議論を進めていくことが必要である旨、報告されている。 また、週10時間未満の短時間雇用について、国は、特定短時間労働者（週10時間以上20時間未満）の実雇用率への算定状況に係る効果検証を優先課題としており、障害者雇用率制度における雇用率の算定方法に係る更なる見直しには至っていない。 (3) 国は、障害者就業・生活支援センターについて、障害保健福祉圏ごとに1か所、設置することを基本としており、未設置の障害保健福祉圏への設置が優先されるため、本県における、同一の障害保健福祉圏域における複数設置には至っていない。
48	12 今後の新興感染症の発生に備えた体制等の強化	1 医療関係者が新興感染症に罹患した場合の補償制度の構築	ウ 未措置	提案内容（感染症法に基づき、協定締結医療機関が知事の要請により医療措置を行い、医療関係者が新興感染症に罹患した場合について、適切に補償が行われる制度を構築すること）については、具体的な措置は講じられていない。
49		2 感染症対策にかかる高齢・障害福祉施設等への支援	ウ 未措置	提案内容（施設における感染症対策の取組を推進する恒久的な仕組みの構築、抗原検査キットの調達や検査の費用に対する補助拡充等）については具体的な措置は講じられていない。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
50	13 喫緊の課題に対応する中小企業への支援と労働力不足の改善	1 中小企業が喫緊の課題に対応するための支援	イ 一部措置	<p>(1) 取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めるため、下請法が改正され、令和8年1月1日に中小受託取引適正化法が施行された。改正に向けて、昨年11月に国と県が合同で改正に係る説明会を開催し、その中で、県は取引適正化に関連して、価格転嫁に関する県の取組を説明した。 また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査を実施（令和3年度から）するほか、価格転嫁の情報発信やパートナーシップ構築宣言に係る実態調査等による取引実態の把握（令和4年度から）、取引GM（令和6年度から人員増）によるヒアリング調査については引き続き措置された。 しかし、中小企業の価格転嫁率は未だ十分でなく、中小企業の円滑な価格転嫁の実現に向け、より一層の取組が必要である。</p> <p>(2) 重点支援地方交付金の推奨事業メニューに「中小企業・小規模事業者の賃上げ整備」が盛り込まれ、県は、一定の要件を満たす企業への支援金を予算措置した。 一方、適正な価格転嫁による収益の拡大も賃上げを行うための一要素となるが、(1)の措置状況のとおり価格転嫁率は未だ十分でなく、より一層の取組が必要である。 中小企業が物価の上昇に見合った賃上げを行えるよう、令和7年1月より、賃上げ税制の延長や、労働生産性の向上に必要な設備導入を支援するための中小企業省力化投資補助金のメニュー拡充が講じられている。また、賃上げを達成することで、補助上限額を引き上げる等のインセンティブが設けられている。 その他、ITツールの導入を支援するIT導入補助金の後継制度として、令和7年度補正予算でデジタル化・AI導入補助金が措置されている。</p> <p>(3) 令和7年度補正予算において、「中小企業活性化・事業承継総合支援事業」として74億円が計上され、事業承継・引継ぎ支援センターの体制や外部専門家の活用に係る費用への支援が措置された。 しかし、後継者が不在の県内企業の割合は依然として高く、より一層の取組が必要である。</p>
51		2 中小企業支援機関の相談体制に係る支援の充実強化	イ 一部措置	<p>引き続き、地方交付税により相談員の人件費補助を行うとともに、令和7年度補正予算において「事業環境変化対応型支援事業」として148億円が計上され、その中で、商工会・商工会議所への専門家派遣などによる相談体制強化を支援しているが、当事業は単年度限りのものであり、本県が要望している計画的な体制確保には繋がっていない。</p>
52		3 労働力不足の改善に向けた支援	イ 一部措置	<p>(1)については具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(2) 令和6年度、年収の壁（所得税の壁）が国会で議論され、その結果、所得税課税ラインが引き上げられた。 現在も更なる引き上げが国で検討されているが、働き控えの解消に当たっては、手取り額の減少による心理的負担を生む社会保険の壁等も課題であると考えため、今後、より本質的な観点で議論を進めていく必要がある。</p> <p>(3) 令和7年度よりハローワーク相模原に、新たに人材確保対策コーナーが設置される（令和7年4月）など、人材確保支援の一部強化が実施されているが、各業種の労働力不足は、依然として深刻であり、業種ごとの状況に合わせた更なる支援の充実・強化が求められる。 また、訪問介護等事業者や居宅介護支援事業者に対し、「医療・介護等支援パッケージ」による人材確保や経営改善のための財政支援が措置されたが、福祉分野全体での中小事業者等の人材確保に向けた支援には至っていない。 令和7年度補正予算から「雇就用農の総合的な推進」として、資金交付やトライアル雇用の実施等による労働力確保、就労条件改善等の労働環境整備への支援措置が講じられた。</p> <p>(4) 国では、求職者への教育訓練給付や、企業への人材確保に係る助成金など支援が進められているが、労働力不足の改善に当たっては、更なる潜在的な労働力の掘り起こしが必要であるため、より充実した支援が求められる。</p> <p>(5) 国の人材開発支援助成金において、DX推進等に関する訓練の拡充など、一定の措置がなされた。 ※ 国が実施する「リスクリング」に関する事業は、 ・企業の人材育成部門（キャリアコンサルタント）に対する研修や支援事業 ・企業のDX人材育成に向けたアドバイザー派遣事業 ・企業が行う従業員の講座受講に対する助成金 ・企業が事業転換に伴い設備投資を行う際の助成金 であり、本県が実施する中小企業の経営者や従業員がDXスキル診断を受けて、事業課題に対するリスクリング講座を伴走支援を受けながら受講する事業は、国において行っていない。国の支援は、企業の人材育成部門に対する支援、もしくは従業員の講座受講に対する助成金制度。</p> <p>(6) 令和7年度、国での有識者会議にて受入れ対象分野について方針が示され、受入れ見込み数のデータについても上限案が提示された。 国での有識者会議にて、監理支援機関の要件の厳格化や育成就労外国人の転籍要件の緩和などが示され、技能実習制度からの見直しがあったことから、外国人育成就労機構では監理指導機能や支援・保護機能が強化される見込みとなったと考える。</p> <p>(7)については具体的な措置は講じられていない。</p>

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
53	14 脱炭素社会の実現	1 温室効果ガス排出量削減目標の早期達成に向けた取組の強化	イ 一部措置	国は令和8年度予算において、脱炭素化に向けた新技術の開発事業を支援としているものの、地球温暖化対策計画の目標達成に向けたロードマップなどは示されていない。
54		2 再生可能エネルギー等の更なる普及拡大	イ 一部措置	(1) ペロブスカイト太陽電池の政府施設への導入目標は示されておらず、調達の安定性も講じられていない。また、カルコバイライトといったペロブスカイト以外の有望な次世代型太陽電池の普及支援は講じられていない。 なお、タンデム型太陽電池については「官民投資ロードマップ素案」において、フィルム型とのタンデムについても推進することとされた。 (2) (3) (4)については具体的な措置は講じられていない。
55		3 電気自動車（EV）の更なる普及拡大	イ 一部措置	令和7年度補正「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」において、集合住宅における設置口数の上限撤廃や「経路充電」「目的地充電」区分の廃止等、一定の措置が講じられたが、一定規模（90kW）未満の設備については、補助率の引き上げは行われていない。
56		4 水素社会の実現に向けた取組の促進	イ 一部措置	県が求めていた「『水素基本戦略』で示された数値目標を着実に達成するための具体的な取組について、ロードマップを示す」といった措置は講じられていない。 また、水素利活用拡大のための取組の推進について、国は、令和7年5月に「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」を選定し、水素ステーションの運営に対する既存燃料価格を踏まえた追加的な支援を実施する等、一定の措置が講じられているが、車両導入及び水素ステーション整備に対して、より充実した支援が必要である。
57		5 火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進	イ 一部措置	国は令和8年度予算においてアンモニア混焼やカーボンリサイクルなどの次世代火力発電の技術開発事業や脱炭素化技術等国際協力事業に取り組むとしているものの、火力発電の脱炭素化に向けた具体的なロードマップや国民への理解促進などの考え方については示されていない。
58		6 地域脱炭素に係る支援の充実強化	イ 一部措置	令和8年度予算において地域脱炭素推進交付金は前年度から減額となっており、また、要件緩和や運用改善についても具体的な措置は講じられていない。 なお、脱炭素化推進事業債の期間は延長（令和8年度～令和12年度）された。
59		7 プラごみゼロに向けた取組の推進	イ 一部措置	プラスチック資源循環法の施行に伴い、プラスチックの分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費について、引き続き特別交付税が措置された。 また、令和8年度当初予算において、プラスチックに代替する素材等への転換に向けた実証への補助のほか、リサイクル先の確保に向けた省CO2型資源循環設備への補助も、引き続き予算措置された。 しかし、今後とも分別収集・再商品化の本格化に伴う市町村の経費増大や収集量の増加が見込まれるため、引き続き一層の支援を求めていく。 海岸漂着物等地域対策推進事業に係る予算は措置され、漁業者が無償で回収した漂流ごみ等の処理に係る事業費に対する補助率は10割であるものの、その他の海洋ごみの回収・処理に係る事業費の補助率は前年同様7割にとどまっている。 さらに、内陸域・河川のごみへの支援、相模湾における海底ごみ・漂流ごみ調査は措置されていないため、措置を求めていく。
60	15 有機フッ素化合物対策の推進	1 有機フッ素化合物を含む泡消火薬剤への対策	イ 一部措置	PFOs等を含む泡消火薬剤の所在等の詳細を把握するため、PFOs等含有泡消火薬剤在庫量調査マニュアルが策定された。 しかし、当該薬剤の使用及び保管を原則禁止するための法整備や、PFOs等を含まない泡消火薬剤への代替費用を助成する制度の創設については、具体的な措置は講じられていない。
61	16 拉致問題の早期解決	1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現	イ 一部措置	(1)～(3) 政府は、平成25年1月に全閣僚をメンバーとした拉致問題対策本部を発足させ、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追及していくと表明している。 また、平成26年5月に行われた日朝政府間協議に基づき、7月には北朝鮮において、全ての日本人に関する調査を行う「特別調査委員会」が設置されたが、初回の報告すら行われなまま平成28年2月には解体が表明された。以降、解決への動きが滞っている中で、平成30年6月及び平成31年2月の米朝首脳会議で拉致問題が提起された。令和7年10月に就任した高市総理大臣は、石破前総理大臣と同様、断固たる決意の下で解決に取り組む旨を表明したが、依然として、拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国は実現していない。 なお、北朝鮮に不測の事態が発生した場合、拉致被害者の安全を確保するための備えが必要である。 (4) 国は地方自治体と連携し、若年層への啓発を強化する等拉致問題の理解促進に取り組んでいるが、拉致問題の風化防止に向け、取組をより一層強化することが必要である。
62	17 ヘイトスピーチ対策の推進	1 ヘイトスピーチ対策の推進	ウ 未措置	提案内容（全国一律の判断基準に基づいた実効性ある規制が行われるよう、ヘイトスピーチ解消法を見直すこと等）については具体的な措置は講じられていない。
63	18 困難な問題を抱える女性への支援	1 困難を抱える女性への総合的な支援	イ 一部措置	人材確保・育成のための財政措置、女性支援のためのシステム構築については、具体的な措置は講じられていない。 教育及び啓発については、啓発活動事業の継続は行っているものの、具体的な強化は講じられていない。
64		2 女性のニーズに応じた多様な支援体制の整備	イ 一部措置	令和8年度当初予算「女性自立支援施設通所型支援モデル事業」において通所支援の補助を行っているが、多様なニーズに対応した在庫補助要件の多様化、弾力化については、十分な措置は講じられていない。
65		3 困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体への支援	イ 一部措置	令和8年度当初予算において「官民協働等女性支援事業」が拡充された。一方で、一時保護委託料の増額については具体的な措置は講じられていない。
66		4 一時保護期間中の医療制度の整備	ウ 未措置	提案内容（生活保護の申請中等であっても速やかに医療を受けられる制度を整備すること等）については具体的な措置は講じられていない。
67		5 「つながりサポート型」事業の継続・交付金措置	イ 一部措置	地域女性活躍推進交付金における「つながりサポート型」事業は継続されているが、基準額の引上げ等の措置は講じられていない。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
68	19 自治体DXの推進	1 地方自治体の情報システム標準化	イ 一部措置	(1) デジタル基盤改革支援基金の設置年限を令和12年度末まで延長する改正法案が成立。令和7年5月16日公布施行。 (2) (3)については具体的な措置は講じられていない。
69		2 地方自治体の行政手続のオンライン化	ウ 未措置	(1) (2)については具体的な措置は講じられていない。
70		3 デジタル人材の確保・育成	ウ 未措置	デジタル人材育成に係る費用について、特別交付税による財政支援は令和7年度年限とされていたが、令和11年度まで延長された。 しかし、令和12年度以降の特別交付税に代わる財政支援の方向性は示されていない。
71		4 市町村とのデータ統合連携基盤整備・運用への支援	イ 一部措置	(1) 本県が取り組んでいる市町村と共同で利用するデータ統合連携基盤は、市町村を支援するものと位置づけているが、現段階では直接的に住民の便益に寄与する機能を有していないため、地域未来交付金(デジタル実装型)の対象とされていない。 (2) ベースレジストリについては、閣議決定により、整備スケジュール及び具体の利活用方法が示され、要望が実現した。
72		5 生成AIの利活用	ウ 未措置	自治体向けの統一的な生成AIのガイドラインは未だ提供されていない。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
73	20 防災・減災、国土強靱化の推進	1 土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組の強力な推進	イ 一部措置	<p>【河川】 河川のハード対策及びソフト対策について、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算において、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。</p> <p>【道路】 橋りょうの耐震補強、道路斜面の土砂崩落対策、道路ネットワークの機能強化、道路施設の老朽化対策などに必要な予算について、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算において、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。</p> <p>【砂防】 土砂災害防止施設の整備や、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の確かな見直し等について、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算において、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。</p> <p>【海岸】 海岸保全施設の整備等について、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算において、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。</p> <p>【下水道】 下水道における重要管渠の更新については、令和8年度に国土交通省の当初予算として新たな補助事業の創設により必要な予算が措置された。 一方で、主要施設の耐震化や市町村が行う内水対策については、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算において、要望額の一部が措置されたが、十分ではなかった。</p>
74		2 風水害対策の支援強化	イ 一部措置	<p>(1) 国は「新たな防災気象情報」についてのリーフレット（一般・子ども向け）や知的障害のある方などに向けた説明資料の作成のほか、広報用動画が令和8年4月にホームページで公開された。</p> <p>(2) 令和3年5月に国が「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」を示しているが、具体的な手順、内容などを示した、わかりやすいガイドラインは未だ示されていない。</p> <p>(3) (4) 被災市町村間の支援格差が発生することのない適用基準の構築や、現金・クーポン券での給付を認めること等、その他の提案内容についても具体的な措置は講じられていない。</p>
75		3 津波防災地域づくりに係る支援の充実強化	イ 一部措置	<p>(1) 提案内容（津波災害警戒区域の指定が進むよう、財政的支援、技術的支援及び津波防災に関する普及啓発など、市町における警戒避難体制の整備に必要な各種支援を充実すること。）については、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(2) 令和7年7月25日付けで内閣府が発出した『津波避難ビル・津波避難タワー等に関する今後の対応について（技術的助言）』により、「施設が耐津波性等の要件に合致しているかの調査や、施設の改修等にあたっては、関係省庁の補助制度等を活用することが可能です。」と明記された。</p>
76		4 箱根山火山の観測体制の強化	イ 一部措置	<p>既存の観測施設による観測データについては、温泉地学研究所、防災科学技術研究所、気象庁の三者協定に基づいて、適切に共有され続けている。また、周辺自治体との調整担当を、気象庁から割愛により採用している。 一方で、ひずみ計などの感度の高い観測や熱赤外・可視カメラなどによる直接的な観測など観測体制の充実や緊急時におけるデータの即時解析など、人的・技術的支援はまだまだ不十分である。</p>
77		5 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実	ウ 未措置	<p>提案内容（地震観測体制の確立と更なる地震調査研究の充実を図ること。特に、南関東地域について、充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。）については、具体的な措置は講じられていない。</p>
78		6 防災におけるDXの推進	イ 一部措置	<p>(1) (2) 国は、都道府県等の防災情報システムから一定の項目についての情報集約が可能な新総合防災情報システム（SOBO-Web）を構築したことにより情報共有可能な仕組みは一定程度整えられたが、被災自治体を応援する際に必要な情報収集・共有が図れるほどの機能拡充には至っていない。</p> <p>(3) 提案内容（災害対応のためのシステムの高度化についても標準化ができるよう制作指針を示すなど、全国統一のシステム構築に努めること。）については、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(4) デジタル技術を避難者の管理や避難所運営に活かす仕組みについて、全国標準のシステムとして統一化が図られていない。また、地方自治体がシステムを導入する際には、整備に関する財政措置は講じられているが、運用費用についての措置は講じられていない。</p>
79		7 福祉避難所開設に係る体制構築	ウ 未措置	<p>提案内容（能登半島地震における被災自治体の福祉避難所の開設状況について、国が主体となって把握し、課題について検証するとともに、検証結果を踏まえた広域的な支援体制を構築すること。また、地方自治体による担い手確保や育成に係る取組を促進するための財政支援を行うこと）については具体的な措置は講じられていない。</p>
80		8 国民保護体制の充実強化	イ 一部措置	<p>(1) (2) (3) (4) 基本指針等の一部変更はあったが、その他の提案内容については、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(5) Jアラートの機器更新の推進は図られたが、適切な安全確保行動に関する普及啓発等については、具体的な措置は講じられていない。</p>
81		9 災害時の死者に関する氏名等公表の方針整備	ウ 未措置	<p>提案内容（災害時の死者や行方不明者の氏名等公表についても、安否不明者と同様に国の方針を示すこと。）については、具体的な措置は講じられていない。</p>
82		10 防災ヘリコプターの導入に向けた財政支援	イ 一部措置	<p>消防防災ヘリコプターの管理運用に要する経費について、2機目も普通交付税措置の対象とされるなど、一定の財政措置が講じられているが、都道府県による防災ヘリコプターの導入促進のためには、支援対象と支援水準の更なる拡充が必要である。</p>
83		11 富士山火山対策	イ 一部措置	<p>令和8年3月に、内閣府と東京都を座長とした、「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」が設置され、首都圏における広域降灰対策の検討は進んでいると評価できる。 引き続き協議会において具体化に向けた議論を進める必要がある。</p>

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
84	21 基地対策の推進	1 基地の整理・縮小・返還の早期実現	イ 一部措置	近年、県内米軍基地の整理、縮小、返還が進んでいるが、今なお12か所、面積にして約1,738haあり、県土の約0.72%を占めている。 根岸住宅地区については、平成16年10月の日米合同委員会において、返還の方針が合意され、平成30年11月14日に、根岸住宅地区の返還時期の協議の実施が合意された。その後、国による原状回復作業や横浜市による作業が進められ、令和8年3月12日に、同年6月30日までに全部返還することを合意した。
85		2 厚木基地の航空機騒音の軽減	イ 一部措置	国の令和8年度予算において、米軍再編関係経費として、馬毛島における施設整備等のための事業費が予算措置された。 しかし、恒常的訓練施設が未だ確保されておらず、外来機による騒音被害が生じている。
86		3 基地周辺対策の充実強化	イ 一部措置	国の令和8年度予算において、基地周辺対策経費として、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策に係る事業費が予算措置された。 しかし、住宅防音工事については、進捗率約81%に留まり、未実施市帯を解消する必要がある。
87		4 基地の安全管理等の強化	イ 一部措置	平成27年8月に発生した相模総合補給廠内の倉庫の火災事故以来、酸素ボンベの保管は中断されていたが、平成30年5月に新たな酸素ボンベ保管倉庫への酸素ボンベの搬入・保管が再開された。この際に、保管量の大幅削減、ボンベ一本ごとに管理番号を付すなどの措置が取られた。 しかし、万一の際の保管物、貯蔵物について、情報共有が不十分であり、自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの実現が必要である。
88		5 日米地位協定の見直し	ウ 未措置	提案内容(日米地位協定の見直しに向けた具体的な取組 等)については具体的な措置は講じられていない。
89		6 災害時等における米軍との相互協力	ウ 未措置	提案内容(在日米軍との間に災害対策に関する特別協定を締結すること 等)については具体的な措置は講じられていない。
90		7 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実	ウ 未措置	提案内容(原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って十分な安全対策を講じるとともに、事前対策の確立に必要な情報を関係自治体に提供すること。また、国の主導の下に、実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ること。)については、具体的な措置は講じられていない。
91	22 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上	1 幹線道路網の整備と活用	イ 一部措置	(1) 国直轄事業の自動車専用道路など幹線道路網については、予算措置された。また、新東名高速道路や圏央道などについて、事業が着実に進められている。 (2) 渋滞対策やスマートインターチェンジについては、予算措置された。また、大和トンネル付近の渋滞対策や山北スマートインターチェンジなどについて、事業が進められている。 (3) 幹線道路等の整備推進に必要な予算については、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。
92		2 鉄道網の整備促進	イ 一部措置	(1) リニア中央新幹線について、本県においては、川崎市内で、大深度地下シールドトンネルの掘削が進められており、相模原市内では、山岳部トンネルや、沿線の中間駅で唯一の地下駅となる神奈川駅で建築工事が本格化するなど、着実に事業進捗が図られている。 一方、未着工区間については、JR東海による国や関係者との協議は進捗しているものの、JR東海は、2027年の品川・名古屋間の開業が遅れるとの見解を示していることから、一日でも早い開業に向け、さらに協議を進め、早期着手を図る必要がある。 令和8年3月31日には神奈川県、山梨県、長野県及び岐阜県の中間駅4県による地域再生計画が内閣府に認定された。 また、駅周辺のまちづくりについては、地方自治体に対する都市構造再編集中支援事業の補助額及び社会資本整備総合交付金の交付額は、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。 (2) 駅整備への地元自治体の負担を軽減するため、地方債を充当する制度整備や予算措置などは、講じられなかった。 なお、藤沢市村岡地区の東海道本線新駅については、令和6年度から工事に着手しており、引き続き確実な予算措置が必要である。 (3) 鉄道整備に対する公的支援のうち、令和5年度にローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充がなされたが、既存路線の延伸などによる新たな鉄道ネットワークの形成に資する事業についての助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築等はされていない。
93		3 新たなモビリティサービスの取組促進	イ 一部措置	「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトに位置付けられた地域交通DX推進や、「交通空白」の早期解消に向けた支援などの予算が措置された。 自動運転の導入に向けては、補助事業の拡充が行われたものの、車両や遠隔監視システムの開発に多額の費用を要することから、更なる予算措置が必要である。 また、国が先導して新たな技術に対する社会受容性等の向上を図る必要がある。
94	23 摩耗した路面標示の補修促進	1 路面標示の補修促進	ウ 未措置	提案内容(区画線の補修に対する国の補助制度拡充に必要な予算措置)については、具体的な措置が講じられていない。
95	24 水道事業広域化の推進	1 水道事業広域化の推進	ウ 未措置	提案内容(水道事業の広域化を推進するための仕組みを整えること、事業統合や経営の一体化を伴わない「業務の共同化」も既存の交付金の交付対象とすること)については、具体的な措置は講じられていない。
96	25 県営住宅の健康団地への再生	1 コミュニティ再生等に向けた県営住宅の代替推進	イ 一部措置	(1) PFI事業に係る所要の経費について、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。今後、事業を進めるためには、事業の着手から終了まで、継続的かつ確実な交付金の配分が必要である。 (2) 省エネルギー性能の向上及び太陽光発電設備の設置に係る所要の経費について、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。引き続き、脱炭素化の実現に向けて、継続的かつ確実な交付金の配分が必要である。
97	26 インフラ分野のDX推進への支援	1 3次元点群データ取得・更新に向けた補助制度の拡充	ウ 未措置	提案内容(3次元点群データの取得・更新に対する国庫補助制度の拡充)については、具体的な措置が講じられていない。